

公益財団法人大学基準協会

基準の設定及び改善に関する規程

昭34. 12. 18決定
昭38. 5. 25改定
昭46. 8. 12改定
平6. 11. 21改定
平15. 3. 14改定
平16. 5. 18改定
平18. 9. 14改定
平24. 3. 9改定
平27. 5. 19改定

第1条 この規程は、公益財団法人大学基準協会定款（以下「定款」という。）第4条第3項の規定に基づき、大学基準等の設定及び改善について定める。

第2条 全て基準は、大学の質的水準を向上させるために設定する。

第3条 全て基準は、大学の質的水準を高めていくために、絶えず見直しを図る。

第4条 大学基準は、理事会が決定する。

2 学士課程基準、修士・博士課程基準、専門職学位課程基準、短期大学基準、大学通信教育基準及び各専門職大学院基準は、理事会が決定する。

3 前2項に定めるもののほか、必要な基準は、理事会が決定する。

4 第1項から第3項に規定する基準の改善に際しては、適切な方法で広くこれを開示し、意見を聴取する。

第5条 第2条及び第3条の目的を達成するために、定款第33条第1項の規定に基づき、基準委員会を設置する。

第6条 基準委員会は、次の各号に定める者を以って構成する。

一 大学評価委員会委員のうち、理事会で選出する者 4名

二 前期の基準委員会委員のうち、理事会で選出する者 4名

三 正会員である大学が、その大学から推薦した1名ずつの候補者について、理事会で選出する者 12名

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じたときは、常務理事会の議を経て、補充を行う。

4 補欠として就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 基準委員会に委員長、副委員長各1名を置く。

2 委員長、副委員長は、委員の互選に基づき、会長が委嘱する。

3 委員長は、基準委員会の職務を管掌する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

第8条 基準委員会に幹事1名を置くことができる。幹事は委員会の推薦に基づいて会長が委嘱する。

2 幹事は、委員長の指示を受けて、委員会の職務に従事する。

第9条 基準委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の3分の1以上から申し出があるときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 基準委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

3 基準委員会は、出席委員の3分の2以上の賛成がなければ、決定を行うことができない。

第10条 基準委員会は、基準の改善に際して、必要に応じ、関係する委員会の委員長から意見を聴取する。

第11条 委員長は、基準の設定あるいは改善について成案を得たときは、遅滞なく、会長に報告しなければならない。

第12条 基準委員会には、必要に応じ、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、委員会の申し出により、常務理事会の議を経て、会長が委嘱する。

第13条 基準委員会は、必要に応じ、基準分科会又は基準に関する小委員会を設置又は廃止することができる。

第14条 基準分科会は、基準委員会の委嘱を受けて、大学基準に関連する基準の立案を行う。

2 基準に関する小委員会は、基準委員会の委嘱を受けて、基準に関する特定の問題を審議する。

3 基準分科会及び基準に関する小委員会には、それぞれ委員長を置く。委員長は、基準委員会の推薦に基づいて、会長が委嘱する。

4 基準分科会及び基準に関する小委員会の審議結果は、各委員長から基準委員会委員長に報告する。

第15条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 9 日）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 19 日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。